

○認可事項の変更について（こども誰でも通園制度）
添付書類・届出期限一覧

届出先：加古川市 提出部数：1部

	変更事項	添付書類	根拠法令	手続きすべき時期	届出書
	①建物その他設備の規模及び構造並びにその図面の変更	1 平面図、立面図、配置図、付近見取図 2 各室別面積表 3 土地の求積図 4 土地、建物の登記簿謄本 5 賃貸借契約書（自己所有でない場合） 6 収支予算書 7 借入金の償還計画（借入がある場合） 8 変更事項に係る議事録の写し	児童福祉法施行規則第36条の36第4項	あらかじめ変更予定日までに	様式第6号 乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他設備の変更等）
	②事業の運営についての重要事項に関する規程の変更	1 変更前の運営規程 2 変更後の運営規程 3 変更事項に係る議事録の写し			
	③経営の責任者の変更	1 新たな責任者の経歴書 2 変更事項に係る議事録の写し			
	④福祉の実務に当たる幹部職員（管理者）の変更	1 新たな管理者の経歴書 2 新たな管理者の資格証明書 3 新たな管理者の辞令 4 新たな管理者の勤務証明書 5 変更事項に係る議事録の写し			
事後 手続	⑤事業所の名称、種類の変更	1 法人定款（寄附行為）その他規約 2 変更事項に係る議事録の写し	児童福祉法施行規則第36条の36第3項	変更があった日から起算して1月以内	様式第5号 乳児等通園支援事業者認可変更届出書（事業所名称等の変更）
	⑥事業所の所在地(地番)の変更	1 新たな地番が確認できる書類（土地、建物の登記簿謄本 など） 2 変更事項に係る議事録の写し			
	⑦定款、寄附行為その他の規約	1 法人登記事項証明 2 法人定款（寄附行為）その他規約 3 変更箇所の新旧対照表 4 変更事項に係る議事録の写し			